

50周年記念誌
目次

I	神奈川県精神保健福祉センター50周年の歩みと今後の課題	1
II	各課事業の変遷	
1	管理課	28
2	調査・社会復帰課	34
3	相談課	43
4	救急情報課	60
5	事業年表	64
III	研修事業	
1	研修事業の内容の変遷 年表	67
2	研修事業の内容の変遷	69
3	研修対象者の変遷 年表	71
4	研修対象者の変遷	74
IV	調査・研究事業	
1	調査・研究報告書一覧	76
2	学会発表一覧	78
3	厚生労働科学研究報告一覧	89
4	論文等資料一覧	96
V	参考資料	
1	精神保健福祉センター所報まえがき（昭和40年度～）	
2	広報誌（みに精神衛生だより～ネットワーク KANAGAWA）（昭和57年度～）	

（別冊）

- 1 学会発表抄録集
- 2 論文等資料集
- 3 桑原寛論文等資料集（1）、（2）

おことわり

関係法の改正と共に、事業名や用語も変化してきた。本誌では、法律とそれに基づく事業や用語に関して、当時のまま表記している。また、当所や関係機関の名称も当時のまま表記している。

* 統合失調症と精神分裂病

古くは「精神分裂病」と呼んでいたが、平成14年8月に横浜で開催された世界精神医学会で「統合失調症」に変更された。本誌では平成14年度までの事業に関しては「精神分裂病」と表記している。

* 認知症と老人性痴呆症

平成16年に厚生労働省の検討会で「痴呆症」を「認知症」に改称する方針が決められた。本誌では平成15年度までの事業に関しては「老人性痴呆症」と表記している。

* 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)の改正

平成11年度に一部改正が決定した精神保健福祉法は、各機関の準備期間に応じて平成12年度から平成14年度で施行となっている。本誌では施行年で表記している。(例:平成14年度に法改正された)

* 保健所と保健福祉事務所

県の「保健所」は、平成9年度に福祉事務所と統合されて「保健福祉事務所」となり、それまであった保健所の支所は廃止された。その後「保健福祉事務所」は、平成26年度に「保健福祉事務所・センター」となった。現在は、5保健福祉事務所4センター(平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所秦野センター、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉保健福祉事務所三崎センター、小田原保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所足柄上センター、茅ヶ崎保健福祉事務所、厚木保健福祉事務所、厚木保健福祉事務所大和センター)で構成されている。

本誌では県の保健福祉事務所・センターについて、平成8年度まで「保健所」、平成9年度から平成25年度まで「保健福祉事務所」、平成26年度以降は「保健福祉事務所・センター」と表記している。また、政令市や中核市の保健所は「市保健所」と表記し、県の保健福祉事務所・センターと区別している。

平成9年度以降で、「保健福祉事務所等」と表記している場合は、保健福祉事務所・センターおよび市保健所を指している。

* 政令指定都市

神奈川県には横浜市、川崎市、相模原市の3市がある。本誌では「政令市」と表記している。

* 県域

県内の政令市を除く全地域のことを指す。

* 圏域

神奈川県で設定している「障害保健福祉圏域」のことである。保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏域を基本として圏域を設定している。「県5圏域」とは、以下の5つの圏域を指す。

圏域	市町村
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町